独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会(第32回)議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月19日(火) 10:30~12:30
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 阿知波、新井、池田、石井、大沢、大竹、岡澤、鈴木、北原、髙坂、河野、古城、城山、武市、中原、難波、前田、毛利の各運営委員 (二宮、水谷、山本の各運営委員は委任状提出) 野上機構長、岡本理事、福島理事、福治管理部長、児島評価事業部長 ほか機構関係者

4 会長及び副会長の選出

運営委員会規則第3条第2項に基づく互選の結果、会長に武市正人運営委員が、副会長に古 城佳子運営委員が選出された。

5 運営委員会 (第31回) 議事要旨について

平成24年3月22日に開催された運営委員会(第31回)議事要旨(案)が確認され、確定版 として了承された。

6 議事

(1) 名誉教授の称号の授与について

名誉教授候補者 2名の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。 また、本件は、評議員会に諮ることとされた。

(2) 平成23事業年度業務実績報告書について

独立行政法人通則法第32条第1項の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会の業務実績評価を受けることとされている平成23事業年度業務実績報告書について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。 また、本件は、評議員会に諮ることとされた。主な意見は以下のとおり。

(○:運営委員 ●:事務局 以下同じ)

○ 既存の大学情報データベースについては閣議決定に基づき運用停止となったが、大学評価を実施する上でデータベースは必須であると考える。新たなデータベースは既存のデータベースとの連続性を維持する一方で、新しい視点を含める必要もあるであろう。この点について、現在の検討状況をご説明いただきたい。

● 新しいデータベースについては、文部科学省の協力会議の中間まとめに基づき、教育情報の共有と公開を目指し動いているところである。現在は大学、大学団体とともに機構も参画して、準備委員会が組織され、その下に設置されたワーキンググループにおいて、今までの蓄積データの継続使用や大学から提供していただく具体的な項目等の議論がなされているところである。

(3) 平成23事業年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第38条第1項の規定により、文部科学大臣へ提出し承認を受けること とされている平成23事業年度財務諸表等について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

また、本件は、評議員会に諮ることとされた。

(4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構の外部検証について

第2期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況について検証を行うとともに、次期中期目標期間における機構の業務の在り方の検討に資することを目的として、平成24年度に、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置すること並びに検証の実施方法及び実施体制について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、本件は、評議員会に諮ることとされた。

(5) 平成24年度機構内補正予算について

文部科学省からの要請に基づき実施する「大学ポートレート(仮称)」のシステム開発に係る経費について、平成24年度予算編成方針に基づき、平成21年度以降交付分の運営費交付金債務から予算措置をすることについて審議が行われ、原案どおり承認された。

また、本件は、評議員会に諮ることとされた。

(6) 会長一任による各種委員会委員等の追加発令について

国立大学教育研究評価委員会委員、大学機関別認証評価委員会専門委員、高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員及び法科大学院認証評価委員会専門委員各1名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、承認された。

また、これまでと同様、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

《報告事項》

(1) 独立行政法人改革の動向について

行政刷新会議における審議等を踏まえて閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の 見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき進められている、独立行政法人 改革の状況について報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 法人統合後の調査研究の位置づけはどのようになるのか。
- 現在、独立行政法人通則法の改正案が国会に提出されているが審議がなされておらず、はっきりしたことは申し上げられないが、調査研究については極めて重要な役割を果たしていると考えており、統合後に縮小・廃止とならないようその重要性を主張していく所存である。
- 機構は今まで国内の大学の評価及び学位授与を重要な使命としてきたが、近年は、国際的な活動についても柱の一つとして位置づけられてきており、国際的なスタンダードに合わせていくためにも重要なことと思う。

しかし一方で、文部科学省によるグローバル30等の国際交流プロジェクトが進められている現状において、機構が行っている国際的な活動に関する高度な調査研究がどこまで生かされているかについては疑問がある。今後も調査研究を継続していくのであれば、その成果を政策提言につなげていけるよう意識していくことが重要ではないか。

(2)独立行政法人大学評価・学位授与機構の給与の臨時特例に関する規則の制定について 平成24年3月22日に開催された本委員会において平成24年4月1日より施行することと して了承された「独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の給与の臨時特例に関する規則」 について、機構内外の事情から施行を見送っていたところ、平成24年6月1日より施行する こととしたことについて報告があった。

(3) 教員選考委員会委員の指名について

独立行政法人大学評価・学位授与機構教員選考規則第4条に基づき教員選考委員会委員が 指名されたことについて報告があった。

(4) 専任教員の公募について

機構の専任教員の公募に係る今後のスケジュール等について報告があった。

(5) 評価事業について

評価事業の状況について報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 「キャンパス・アジア」に機構がかかわる意味とは、各大学間の交流プログラムのモニタリングを実施することにより、各大学が実施している国際交流事業などに対する評価基準や評価方法に関しての知見を得るためと理解してよいのか。
- その観点もあるが、「キャンパス・アジア」は日中韓3カ国の認証評価機関が採択プログラムのモニタリングを通じ、国を越えた学生の移動にあたって、単位の在り方や教育の在り方等について共同でガイドラインを策定することが本来の目的である。
- 事業を拡大していくことは重要なことではあるが、財政的にも厳しい状況の中、それが機構本来の事業である評価事業や、学位授与事業にとって有益なものとなるとの認識のもとでなされることが重要である。
- 選択評価事項Cの評価では、水準の評価を行うとなっているが、その中に「一般的な水準」 との記述がある。一般的というのはどのような意味なのか。また、それは機構が実施している 外国の教育の調査等を反映させた国際的な水準の観点も含めた考え方なのか。

● 基本的には日本国内の大学の平均的な状況を一般的な水準と考えているが、この点については、パブリックコメント等においても多数質問が出ていたことから、外部機関や機構が実施した各種調査の結果等を基にガイドライン(案)を示しているところである。

また、方向性としては、日中韓やヨーロッパ等の国際的な学生移動が盛んに行われている現 状も考慮に入れつつ水準判定を行っていきたいと考えている。

(8) 学位授与事業について

学位授与事業の状況について報告があった。

7 その他

次回の運営委員会は、機構の事業の進捗状況をみて開催することとし、日程については、後日事務局より連絡することとされた。